兼用請求書

契約
収入印紙

金額	百	十	万	千	百	十	円

上記金額で見積りし、契約締結決定後は契約条件を受諾のうえ履行いたします。
履行完了後は検査に合格次第、代金を下記の口座へ振り込んでください。

件名		納入・履行場所	
		履行期間	自　年　月　日 至　年　月　日

練馬区契約担当者様
（〒　　）電話

契約印

住所

氏名・印
＊法人の場合は、法人名および職・氏名を記載してください

債権者コード	4	0	0	0	0					

＊左記の債権者コード欄または下記の振込先口座欄のいずれかを記入してください。

口座名義フリガナ																							
＊請求者と同一の口座名義の口座内容を記入してください。	振込先金融機関	銀行							支店							種別	1 普通 2 当座						
																口座番号							

内訳	品名	規格	数量	単位呼称	単価	金額	備考

＊内訳欄不足の場合は、別紙内訳書をつけ、本書との間に契印すること。

契約条件

1　本件契約が、物品購入の場合は、上記の物品を仕様書等に基づき納入期限までに納入すること。また、簡易修繕、簡易工事または役務の提供の場合は、仕様書、図面等に基づき、履行期間内に完成すること。
2　契約期間内に履行・納入ができない事由が発生した場合はその理由を明らかにして期間延長を届け出ること。
3　履行・納入を完了したときは、遅滞なく、区職員の検査を受けること。
4　種類（内訳）または品質に関して契約の内容に適合しないときは、完了引渡後１年間は補修・代替物の引渡し等の責任を負うこと。
5　区は、契約金額を、検査完了後請求の日から起算して30日（工事代金は40日）以内に支払うこと。
6　契約期間に履行・納入ができないときは、遅延日数に応じ契約金額に対し法定利率で計算した金額を違約金として区に納付すること。
7　必要に応じ、協議のうえ、契約の内容変更、中止および解除ができること。
8　契約を解除した場合は、違約金として契約金額の10分の１相当額を、区に納付すること。
9　練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）等関係規定を遵守すること。
10　この契約条件に定めのない事由については、協議のうえ定めること。

契約年月日　令和　年　月　日

区処理欄	検査年月日	令和　年　月　日	支出命令番号	
	検査員氏名		支出命令年月日	令和　年　月　日
	立会員氏名			

	品名	規格	数量	単位 呼称	単価	金額	備考
内訳							

＊本書式を別紙として使用した場合は、前頁との間に契印すること。